

審 査 基 準

平成30年2月5日作成

| |
|---|
| 法 令 名：自動車の保管場所の確保等に関する法律 |
| 根 拠 条 項：第13条第4項 |
| 処 分 の 概 要：運送事業用自動車 が 運送事業用自動車でなくなった場合の保管場所標章の再交付 |
| 原権者（委任先）：警察署長 |
| 法 令 の 定 め：自動車の保管場所の確保等に関する法律第6条第3項（保管場所標章） 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第8条（保管場所標章の再交付） |
| 審 査 基 準： |
| 標 準 処 理 期 間：1日（行政庁の休日は含まれない。） |
| 申 請 先：保管場所を管轄する警察署交通担当課 |
| 問 い 合 わ せ 先：管轄警察署の交通担当課 警察本部交通規制課許可第二係(092-641-4141 内5175) |
| 備 考： |